

## 社会福祉法人ベテスダ会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ベテスダ会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (2) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員、評議員選任・解任委員と併せて役員等という。
- (3) 評議員とは、定款第5条に基づきこの法人に設置される者をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

- (2) この法人は、役員等に対しては、職務執行に伴い発生する費用を支給することができる。
- (3) この法人は、静岡県賀茂郡松崎町以外に住所を有する役員等に対しては、各会の出席のための交通費を支給することができる。

### (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員等の報酬総額は年間15万円以内とする。

- (2) 役員等に対する報酬は、1日3千円とする。
- (3) 町外役員各会の出席のための交通費は、1日1千円とする。
- (4) 監事の会計監査においても、(2)(3)を適応する。

### (当法人施設職員給与との併給)

第5条 当法人施設職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員等報酬は支給しないものとする。

### (報酬の支給方法)

第6条 役員等の報酬は、通貨をもって、その都度本人に支給する。

### (費用)

第7条 役員等が職務のため出張をした時は、旅費（交通費、宿泊料）の実費及び報酬を支給する。

- (2) 役員等が、職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

### (公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### (補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

### (附則)

1. この規程は、2021年6月16日より施行する。
2. 社会福祉法人「ベテスダ会」役員旅費・日当規程は、廃棄する。